

令和2年4月7日

保護者各位

岡山大学教育学部附属中学校
校長 前田 潔

【重要】新型コロナウイルス感染症の出席停止基準の変更について

時下、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、多大なるご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染が拡大しているという現状を鑑み学校教育活動を再開するに当たり、岡山大学の定める学生の公欠取扱基準を踏まえ、学校医と相談の上、下記のとおり出席停止の基準を変更いたします。引き続きご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 出席停止について

新型コロナウイルス感染の有無にかかわらず、以下の場合、出席停止とする。

- (1) 風邪の症状（発熱・咳・強いだるさ等）などの体調不良の場合
- (2) 感染者の濃厚接触者と特定された場合
- (3) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると判断された場合
- (4) 外務省海外安全ホームページにおいて感染症危険レベルが2以上の地域（経由地含む）から帰国・再入国した者が、経過観察のため自宅待機する期間(14日間)
- (5) 同居の方の中に（1）（2）（3）（4）に該当する方がいらっしゃる場合

2 出席停止の解除について

(1) に関しては、発熱等主要症状が消失した後、5日を経過した後

例	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	解熱後 5日目	解熱後 6日目
	出席停止 1日目	出席停止 2日目	出席停止 3日目	出席停止 4日目	出席停止 5日目	出席停止 6日目	出席停止 7日目	出席停止 8日目	再登校

(2) に関しては、児童に症状が出なければ、保健所の指示に従って保健所に指示された期間（目安2週間）を経た後

(3) は医師の判断による

(4) は14日間の経過観察終了時

(5) に関しては、学校医と協議の上決定